

牛久市教育委員会教育長交際費の支出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、牛久市教育委員会教育長（以下「教育長」という）が教育行政執行上必要な外部の団体との交渉に要する経費としての交際費について、適切な運営を図るため必要事項を定めるものとする。

(支出種別及び支出範囲)

第2条 教育長交際費は、教育行政の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限度の額を支出するものとする。

2 教育長交際費の種別及び支出範囲等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 広く市民を対象とした文化又はスポーツの行事、記念式典、祝賀会（官公庁主催のものは除く。）、若しくは壮途祝い（市長部局において支出するものを除く。）について支出するものとし、金額は1万円を限度とする。
- (2) 会費 会費を必要とする、又は飲食を伴う研修会、会合、懇談会等について支出するものとする。金額については指定があるものについては会費相当額を、指定のないものについては原則 5,000 円とする。ただし、近隣市町村との均衡をはかる必要がある場合は、1万円を限度とする。
- (3) 弔慰 支出対象者及び金額については、別表「弔慰金等支出表」に則り支出するものとする。
- (4) 協賛 各種団体の活動の趣旨及び目的に賛同できるものに対し、各団体ごと年1回に限り支出するものとする。金額については原則 5,000 円とする。ただし、近隣市町村との均衡をはかる必要がある場合は、1万円を限度とする。
- (5) 謝礼 先進地視察等、教育行政運営上必要と思われるときに土産代として支出するものとする。金額は2千円から3千円までとし、その支出に関しては教育長秘書担当課長の合議を必要とする。
- (6) 見舞 病気見舞及び罹災見舞を対象とし、病気見舞については別表「弔慰金等支出表」に掲載のある1箇月以上の入院をした者を対象とする。罹災見舞については近隣市町村との均衡をはかるものとし限度額を5万円とする。
- (7) 接遇 その他教育行政運営上必要と認められる場合の接遇に要する費用について、支出するものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合は支出できるものとする。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2関係)

弔慰金等支出表

円

項 目		香典	花輪・献花	見舞	
牛久市議会議員	現 職	本人	20,000	—	10,000
		親族	10,000	—	—
	元 職	本人	10,000	—	
行政委員会委員	現 職	本人	10,000	—	—
		親族	5,000	—	—
関係市町村教育長	現 職	本人	10,000	○	5,000
		親族	5,000	—	—
その他教育長が必要と認める者	上記のいずれにも属さない場合で、教育行政上必要と認める経費は、他市町村教育委員会の状況を考慮し均衡を失しない範囲で、その都度教育長が定める。				

- ・「親族」とは、配偶者、実父母・祖父母、子（祖父母、子は同居に限る）。
- ・「行政委員会委員」とは、牛久市教育委員（教育長を除く。）、牛久市選挙管理委員会委員、牛久市監査委員（議会選出を除く。）、牛久市農業委員会委員、牛久市固定資産評価審査委員会委員及び牛久市公平委員会委員をいう。